

## 現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて

(平成23年3月28日建管-2214)

- 1 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、受注者はあらかじめ発注者の承認を得て、同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置できるものとする。
  - (1) 随意契約により工事を発注し諸経費調整の対象となっている場合。
  - (2) 同一の現場代理人を配置しようとする工事が次の要件を全て満たしている場合。

この場合、同一の現場代理人を配置できる件数は、3件まで(災害復旧工事等(災害復旧工事、改良復旧工事その他これらに類する工事をいう。以下同じ。)が1件あるときは4件まで、災害復旧工事等が2件以上あるときは5件まで)とする。

ア 県、市町村又はこれらに準じる者として発注者が認める者が発注する工事であること。ただし、県以外の者が発注する工事については、当該者が兼務を認めた場合に限る。

イ 工事現場がいずれも同一地域振興局管内であること。

ウ いずれも請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満の工事であること、又はいずれも同一の主任技術者が管理する工事であること。
- 2 同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置しようとする場合には、受注者は様式1「現場代理人の兼務申請書」(以下「申請書」という。)を発注者に提出し、承認を得るものとする。
- 3 発注者は受注者より申請書の提出があった場合、その内容が1の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、様式2によりこれを承認する。ただし、発注者が常駐が必要と判断した場合は、この限りではない。
- 4 上記3により承認を受けた後、契約変更等により上記1の要件を満たさなくなった場合は、それぞれの工事に別々の現場代理人を常駐させなければならない。

(平成25年3月1日建政-2004 一部改正(平成25年3月4日から施行))

(平成25年11月1日建政-1377 一部改正(平成25年11月5日から施行))

(平成26年3月24日建政-2063 一部改正(平成26年4月1日から施行))

(平成28年5月31日建政-391 一部改正(平成28年6月1日から施行))

(平成30年1月29日建政-1254 一部改正)

改正後の規定は、平成30年1月29日から適用する。

様式 1

現場代理人の兼務申請書

年 月 日

(あて先)

(受注者)

住 所

商号又は名称

氏 名

印

次の工事に係る現場代理人を兼務配置したいので申請します。

なお、工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

現場代理人氏名	
---------	--

	兼務する工事 1	兼務する工事 2	兼務する工事 3
工事番号			
工 事 名			
工事場所			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
請負金額 (税込み)			
発 注 者			

- すべての工事の契約書の写しを添付すること。
- 工事の発注者が異なる場合には、それぞれの発注者に本申請書を提出すること。ただし、市町村発注工事の場合は、当該市町村の手続きによる。
- 兼務する工事の記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

様式2

現場代理人の兼務承認書

文 書 番 号  
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

年 月 日付で申請のありました現場代理人の兼務については、次のとおり承認します。  
 なお、工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意してください。  
 また、工事の発注者が異なる場合にあっては、他の発注者からの承認を受けた後、速やかに承認書等の写しを提出してください。

現場代理人氏名	
---------	--

	兼務する工事1	兼務する工事2	兼務する工事3
工事番号			
工 事 名			
工事場所			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
請負金額 (税込み)			
発 注 者			

- 工事の発注者が異なる場合には、それぞれの発注者から承認すること。
- 兼務する工事の記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。